外国人の ための 人権相談所

外国人のための　人権相談所では、　英語　中国語　韓国語

フィリピノ語　ポルトガル語　ベトナム語　ネパール語　スペイン語

インドネシア語　タイ語で　相談ができます。

日本語でも　相談ができます。

面談で　相談したい時は　相談できる日と　相談できる言語を

確かめてから 使ってください。

お金はかかりません。

相談できる日は、　月曜日から　金曜日までです。

※　祝日、年末年始は　休みです。

相談できる時間は、9時から 17 時までです。

電話番号

日本語以外での　相談は　0570-090911

日本語での　相談は　06-6942-9496

相談を　受けているところ

大阪法務局

〒540-8544

大阪市 中央区 谷町 3－1－41　大手前合同庁舎